

令和3年度
第2回

介護保険運営協議会
地域密着型サービス運営委員会
地域包括支援センター運営協議会

日時 令和4年3月23日(水) 午後6時30分～
場所 阿久根市役所 大会議室 (2階)

会 次 第

- 1 開会のことば
- 2 阿久根市長あいさつ
- 3 阿久根市介護保険運営協議会
- 4 地域密着型サービス運営委員会
- 5 地域包括支援センター運営協議会
- 6 その他

介護保険運営協議会 資料

目次

- 1 介護保険認定者数及び受給者数・・・・・・・・・・ 1 頁
- 2 令和3年度介護給付費等の実績見込・・・・・・・・・・ 3 頁
- 3 令和4年度介護保険特別会計歳入歳出予算・・・・ 5 頁
- 4 今後の介護保険事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 頁
- 5 資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 頁

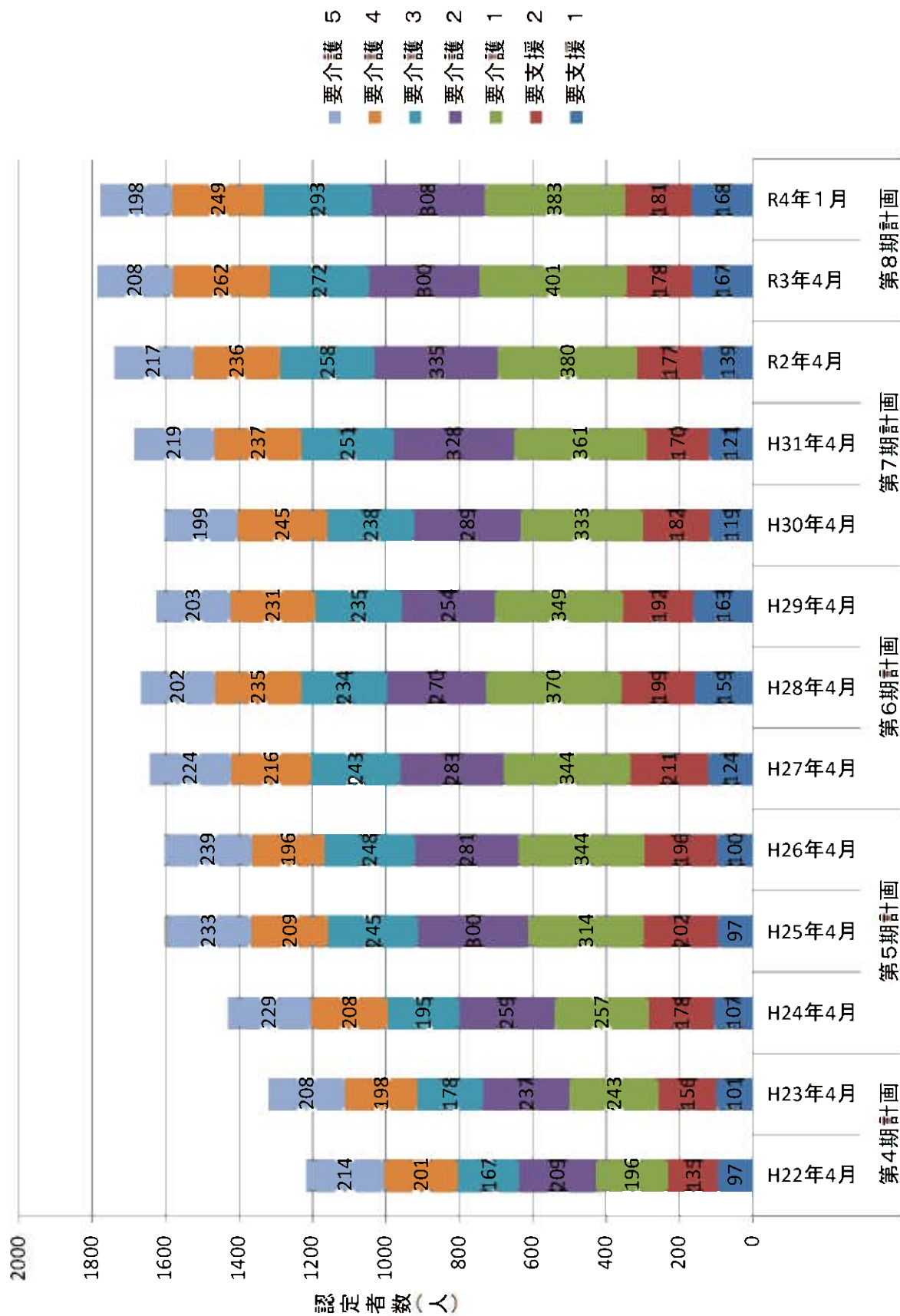
1 介護保険認定者数及び受給者数

(単位:人)

区分	第4期計画期間		第5期計画期間		第6期計画期間		第7期計画期間		第8期計画期間				
	H22年4月	H23年4月	H24年4月	H25年4月	H26年4月	H27年4月	H28年4月	H29年4月	H30年4月	H31年4月	R2年4月	R3年4月	R4年1月
住民登録者数	23,887	23,526	23,140	22,761	22,401	22,093	21,720	21,243	20,804	20,370	20,005	19,575	19,289
内65歳以上者	8,252	8,143	8,106	8,135	8,194	8,244	8,280	8,254	8,189	8,162	8,169	8,157	8,182
第1号被保険者数	8,198	8,087	8,050	8,079	8,104	8,190	8,208	8,185	8,125	8,106	8,115	8,098	8,126
内認定者数	1,197	1,296	1,409	1,573	1,578	1,621	1,643	1,598	1,578	1,660	1,717	1,766	1,762
認定率(%)	14.60	16.03	17.50	19.47	19.47	19.79	20.02	19.52	19.42	20.48	21.16	21.81	21.68
第2号被保険者中被認定者数	22	25	24	27	26	24	26	29	27	27	25	22	18
認定者総数 A	1,219	1,321	1,433	1,600	1,604	1,645	1,669	1,627	1,605	1,687	1,742	1,788	1,780
要支援 1	97	101	107	97	100	124	159	163	119	121	139	167	168
要支援 2	135	156	178	202	196	211	199	192	182	170	177	178	181
要支援合計	232	257	285	299	296	335	358	355	301	291	316	345	349
要介護 1	196	243	257	314	344	344	370	349	333	361	380	401	383
要介護 2	209	237	259	300	281	283	270	254	289	328	335	300	308
要介護 3	167	178	195	245	248	243	234	235	238	251	258	272	293
要介護 4	201	198	208	209	196	216	235	231	245	237	236	262	249
要介護 5	214	208	229	233	239	224	202	203	199	219	217	208	198
要介護合計	987	1,064	1,148	1,301	1,308	1,310	1,311	1,272	1,304	1,396	1,426	1,443	1,431
(2) 在宅介護(介護予防)サービス	708	779	829	928	917	940	949	912	778	822	893	969	948
地域密着型(介護予防)サービス	99	98	102	144	187	216	241	280	268	267	269	263	258
施設介護サービス	278	277	278	307	301	297	288	303	302	322	318	328	338
受給者総数 B	1,085	1,154	1,209	1,379	1,405	1,453	1,478	1,495	1,348	1,411	1,480	1,560	1,544
受給率 (B/A)	89.01	87.36	84.37	86.19	87.59	88.33	88.56	91.89	83.99	83.64	84.96	87.25	86.74

資料：出水地区要介護審査判定・認定状況（北薩広域行政事務組合） 数値は各月末現在

介護認定者数の区分別推移



2 令和3年度介護保険給付費の実績(千円未満四捨五入)

単位:千円

介護給付費	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付見込	対前年度
居宅介護サービス給付費	683,979	16,811	700,790	68,773	769,563	68,773	816,417	46,854	856,042	39,625
地域密着型介護サービス給付費	670,976	▲ 25,075	645,901	▲ 15,856	630,045	▲ 15,856	630,586	541	641,766	11,180
施設介護サービス給付費	927,942	54,811	982,753	31,486	1,014,239	31,486	1,097,038	82,799	1,133,402	36,364
居宅介護福祉用具購入費	1,605	554	2,159	536	2,695	536	2,735	40	2,684	▲ 51
居宅介護住宅改修費	3,656	506	4,162	1,907	6,069	1,907	5,768	▲ 301	4,917	▲ 851
居宅介護サービス計画給付費	93,844	591	94,435	9,981	104,416	9,981	109,783	5,367	113,561	3,778
介護予防サービス給付費	61,633	▲ 31,014	30,619	4,674	35,293	4,674	39,252	3,959	41,836	2,584
地域密着型介護予防サービス給付費	7,143	3,823	10,966	▲ 2,803	8,163	▲ 2,803	6,042	▲ 2,121	5,879	▲ 163
介護予防福祉用具購入費	599	221	820	116	936	116	788	▲ 148	984	196
介護予防住宅改修費	3,526	▲ 1,346	2,180	689	2,869	689	2,928	59	4,118	1,190
介護予防サービス計画給付費	10,833	▲ 4,293	6,540	186	6,726	186	7,746	1,020	8,476	730
審査支払手数料	1,709	556	2,265	12	2,277	12	2,604	327	2,751	147
高額介護サービス費	63,775	1,811	65,586	799	66,385	799	76,958	10,573	77,614	656
高額介護予防サービス費	96	▲ 34	62	28	90	28	59	▲ 31	90	31
高額医療合算介護サービス費	6,217	245	6,462	358	6,820	358	6,129	▲ 691	7,100	971
高額医療合算介護予防サービス費	44	▲ 11	33	▲ 8	25	▲ 8	1	▲ 24	40	39
特定入所者介護サービス費	135,813	2,471	138,284	3,065	141,349	3,065	145,351	4,002	134,936	▲ 10,415
特定入所者介護予防サービス費	20	73	93	▲ 46	47	▲ 46	68	21	100	32
合 計	2,673,410	20,700	2,694,110	103,897	2,798,007	103,897	2,950,253	152,246	3,036,296	86,043

※令和3年度は最終補正額

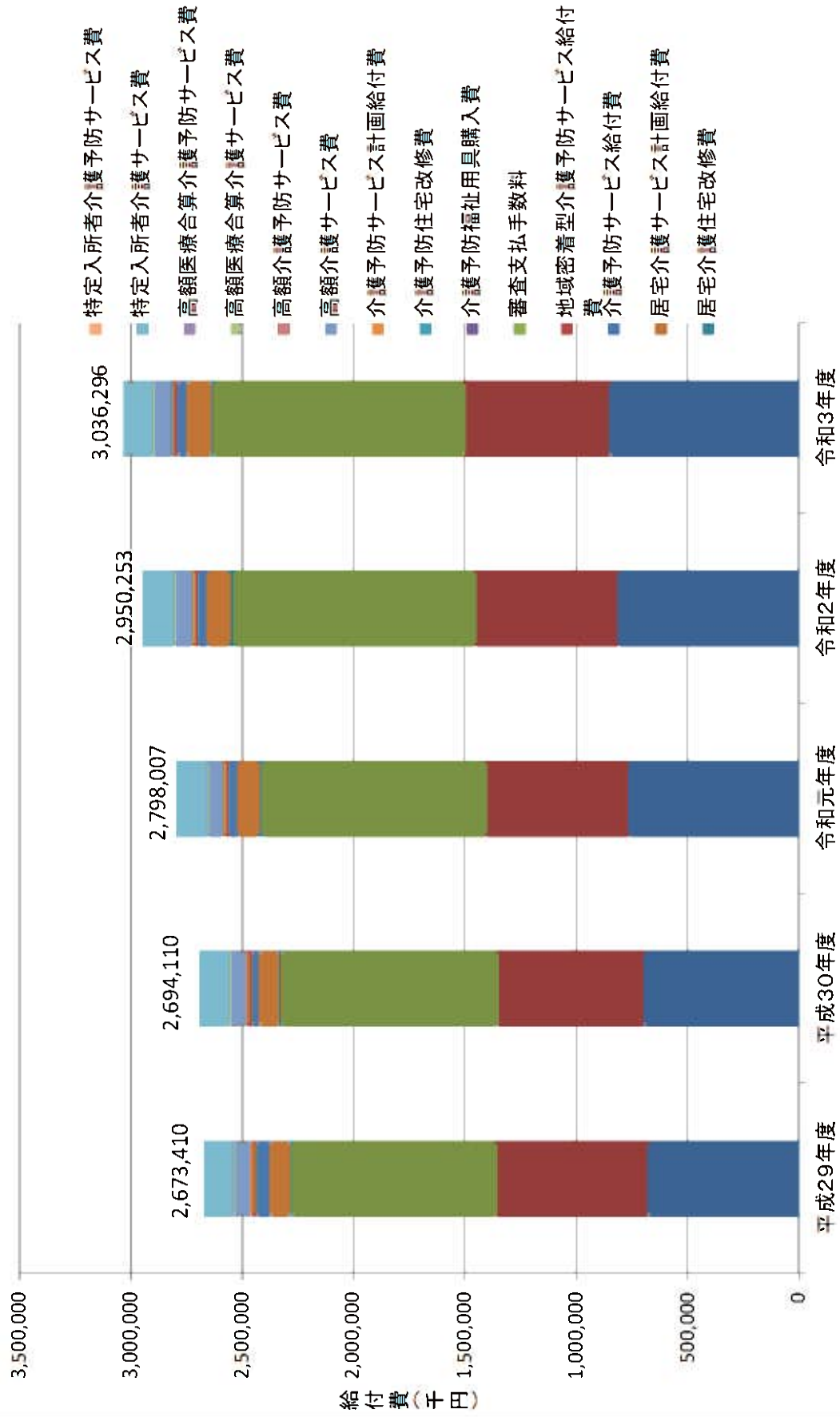
令和3年度介護予防・日常生活支援総合事業費実績(千円未満四捨五入)

単位:千円

地域支援事業費	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付見込	対前年度
みなし型訪問介護	10,986	7,483	18,469	▲ 2,147	16,322	▲ 2,147	17,192	870	18,600	1,408
緩和型訪問介護	1,754	119	1,873	▲ 1,313	560	▲ 1,313	128	▲ 432	250	122
みなし型通所介護	13,951	15,630	29,581	744	30,325	744	29,304	▲ 1,021	27,000	▲ 2,304
緩和型通所介護	913	▲ 30	883	▲ 647	236	▲ 647	0	▲ 236	100	100
ケアマネジメント事業	2,801	2,505	5,306	▲ 756	4,550	▲ 756	4,239	▲ 311	4,528	289
高額介護予防サービス費	46	63	109	▲ 55	54	▲ 55	175	121	210	35
高額医療合算介護予防サービス費	0	0	0	102	102	102	61	▲ 41	120	59
審査支払手数料	134	119	253	▲ 47	206	▲ 47	213	7	216	3
合 計	30,585	25,889	56,474	▲ 4,119	52,355	▲ 4,119	51,312	▲ 1,043	51,024	▲ 288

※令和3年度は最終補正額

阿久根市の介護給付費推移



3 令和4年度介護保険特別会計歳入歳出予算

歳入 (単位:千円)

款	項	令和4年度 当初予算	令和3年度 当初予算	増 減
保険料	介護保険料	496,017	466,903	29,114
使用料及び手数料	使用料	1	1	0
	手数料	11	11	0
	小 計	12	12	0
国庫支出金	国庫負担金	530,076	525,501	4,575
	国庫補助金	338,722	357,618	▲ 18,896
	小 計	868,798	883,119	▲ 14,321
支払基金交付金	支払基金交付金	832,022	823,630	8,392
県支出金	県負担金	447,271	441,529	5,742
	県補助金	20,048	20,156	▲ 108
	小 計	467,319	461,685	5,634
財産収入	財産運用収入	3	14	▲ 11
繰入金	一般会計繰入金	523,890	525,596	▲ 1,706
	基金繰入金	18,000	18,000	0
	小 計	541,890	543,596	▲ 1,706
繰越金	繰越金	1	1	0
諸収入	延滞金加算金及び過料	30	30	0
	市預金利子	1	1	0
	雑入	90	87	3
	小 計	121	118	3
歳 入 合 計		3,206,183	3,179,078	27,105

歳出 (単位:千円)

款	項	令和4年度 当初予算	令和3年度 当初予算	増 減
総務費	総務管理費	47,226	46,915	311
	徴収費	1,525	1,468	57
	介護認定審査会費	23,891	28,083	▲ 4,192
	趣旨普及費	0	605	▲ 605
	小 計	72,642	77,071	▲ 4,429
保険給付費	介護サービス等諸費	2,700,145	2,684,576	15,569
	介護予防サービス等諸費	61,260	59,226	2,034
	その他諸費	2,724	2,601	123
	高額介護サービス等費	75,458	76,904	▲ 1,446
	高額医療合算介護サービス等費	7,740	7,072	668
	特定入所者介護サービス等費	159,900	145,106	14,794
小 計	3,007,227	2,975,485	31,742	
地域支援事業費	介護予防・生活支援サービス事業費	62,934	62,914	20
	一般介護予防事業費	13,478	14,315	▲ 837
	包括的支援事業・任意事業費	43,928	43,323	605
	その他諸費	228	216	12
	小 計	120,568	120,768	▲ 200
基金積立金	介護保険基金積立金	3	14	▲ 11
公債費	公債費	42	39	3
諸支出金	償還金及び還付加算金	701	701	0
予備費	予備費	5,000	5,000	0
歳 出 合 計		3,206,183	3,179,078	27,105

令和4年度介護保険特別会計歳入歳出予算内訳

(1) 居宅介護サービス給付費

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和3年度	増 減
	当初予算	当初予算	
訪問介護	73,226	90,311	▲ 17,085
訪問入浴介護	7,158	9,820	▲ 2,662
訪問看護	47,476	38,020	9,456
訪問リハビリテーション	8,414	6,829	1,585
通所介護	163,288	148,786	14,502
通所リハビリテーション	180,137	195,338	▲ 15,201
福祉用具貸与	79,929	81,514	▲ 1,585
短期入所生活介護	65,962	53,680	12,282
短期入所療養介護(老健)	18,001	15,479	2,522
短期入所療養介護(療養型)	0	0	0
居宅療養管理指導	7,799	5,890	1,909
特定施設入居者生活介護	192,043	172,075	19,968
合 計	843,433	817,742	25,691

(2) 地域密着型介護サービス給付費

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和3年度	増 減
	当初予算	当初予算	
認知症対応型通所介護		0	0
小規模多機能型居宅介護	162,050	178,254	▲ 16,204
小規模多機能型居宅介護(短期利用)	40	40	0
認知症対応型共同生活介護	232,431	235,748	▲ 3,317
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	37,873	35,017	2,856
地域密着型通所介護	191,337	191,019	318
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3,256	2,688	568
合 計	626,987	642,766	▲ 15,779

(3) 施設介護サービス給付費

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和3年度	増 減
	当初予算	当初予算	
介護老人福祉施設サービス	364,625	348,401	16,224
介護老人保健施設サービス	668,665	629,911	38,754
介護療養型医療施設サービス・介護医療院	67,423	118,402	▲ 50,979
特定診療費・特別診療費	6,609	10,188	▲ 3,579
合 計	1,107,322	1,106,902	420

(4) 居宅介護(予防)福祉用具購入費

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和3年度	増 減
	当初予算	当初予算	
介護福祉用具購入費	2,785	2,484	301
予防福祉用具購入費	903	984	▲ 81
合 計	3,688	3,468	220

(5) 居宅介護(予防)住宅改修費

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和3年度	増 減
	当初予算	当初予算	
介護住宅改修費	5,300	5,917	▲ 617
予防住宅改修費	3,500	3,458	42
合 計	8,800	9,375	▲ 575

(6) 居宅介護(予防)サービス計画給付費

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和3年度	増 減
	当初予算	当初予算	
居宅介護サービス計画給付費	114,314	108,761	5,553
介護予防サービス計画給付費	8,597	7,666	931
合 計	122,911	116,427	6,484

(7) 介護予防サービス給付費

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和3年度	増 減
	当初予算	当初予算	
介護予防訪問看護	5,443	5,687	▲ 244
介護予防訪問リハビリテーション	1,801	1,630	171
介護予防通所リハビリテーション	19,571	21,129	▲ 1,558
介護予防福祉用具貸与	13,212	6,902	6,310
介護予防短期入所生活介護	333	400	▲ 67
介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)	50	0	50
介護予防居宅療養管理指導	550	182	368
介護予防特定施設入居者生活介護	2,199	4,756	▲ 2,557
合 計	43,159	40,686	▲ 2,206

(8) 地域密着型介護予防サービス給付費

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和3年度	増 減
	当初予算	当初予算	
介護予防小規模多機能型居宅介護	5098	6,379	▲ 1,281
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
合 計	5098	6,379	▲ 1,281

(9) 審査支払手数料

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和3年度	増 減
	当初予算	当初予算	
審査支払手数料	2,724	2,601	123

(10) 高額介護(予防)サービス費

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和3年度	増 減
	当初予算	当初予算	
高額介護サービス費	75,368	76,814	▲ 1,446
現物給付分	799	1,689	▲ 890
償還払分	74,569	75,125	▲ 556
高額介護予防サービス費	90	90	0
現物給付分	0	0	0
償還払分	90	90	0
合 計	75,458	76,904	▲ 1,446

(11) 高額医療合算介護(予防)サービス費

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和3年度	増 減
	当初予算	当初予算	
高額医療合算介護サービス費	7,700	7,032	668
高額医療合算介護予防サービス費	40	40	0
合 計	7,740	7,072	668

(12) 特定入所者介護(予防)サービス費

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和3年度	増 減
	当初予算	当初予算	
特定入所者介護サービス費	159,798	145,004	14,794
特定入所者介護予防サービス費	100	100	0
合 計	159,898	145,104	14,794

(13) 介護給付費総計

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和3年度	増 減
	当初予算	当初予算	
介護給付費総計	3,007,218	2,975,426	31,792

※特例分(9,000円)を除く

4 今後の介護保険事業について

(1) 介護保険第1号被保険者保険料について

阿久根市第8期高齢者保健福祉計画における第1号被保険者介護保険料の基準額を6,200円と定めたところです。なお、第1段階から第3段階までの方については、これまでどおり軽減措置が講じられます（下表参照）。

所得段階	区 分 の 内 容	年額保険料 ()内は基準額に対する割合	
		標準額	軽減後額
第1段階	生活保護被保護者 市民税非課税世帯の老齢年金受給者又は 本人年収等80万円以下	37,200円 (×0.5)	22,320円 (×0.3)
第2段階	市民税非課税世帯で本人年収等80万円超 120万円以下	55,800円 (×0.75)	37,200円 (×0.5)
第3段階	市民税非課税世帯で本人年収等120万円 超	55,800円 (×0.75)	52,080円 (×0.7)
第4段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がい る）で本人年金等80万円以下	66,960円 (×0.90)	同左
第5段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がい る）で本人年金等80万円超	74,400円 (×1.00)	〃
第6段階	市民税課税で合計所得金額120万円未満	89,280円 (×1.20)	〃
第7段階	市民税課税で合計所得金額120万円以上 210万円未満	96,720円 (×1.30)	〃
第8段階	市民税課税で合計所得金額210万円以上 320万円未満	111,600円 (×1.50)	〃
第9段階	市民税課税で合計所得金額320万円以上	126,480円 (×1.70)	〃

(2) 保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金について（資料1）

① 保険者機能強化推進交付金

平成30年度から、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する保険者の取組に対し、指標に基づいて国が評価し、予算の範囲内で交付金が交付される制度です。

交付金は、地域支援事業など使用できる事業が決められており、今年度は、主に総合事業の紙おむつ給付事業と訪問給食サービス事業に繰り入れたところです。なお、交付金額は令和2年度が4,940,000円、令和3年度が4,533,000円となっています。

② 介護保険保険者努力支援交付金

令和2年度から、保険者による介護予防及び重度化防止に関する取組について更なる推進を図るため、新たな介護予防・健康づくりに資する取組に重点化した制度です。

今年度は、主に総合事業の訪問型サービス事業と通所型サービス事業に繰り入れたところです。交付金額は、令和2年度が5,192,000円、令和3年度が4,512,000円でした。

県内の状況は、資料1のとおりとなっています。

(3) 介護予防・生活支援総合事業について

① 訪問型介護サービス

- ・ 訪問型相当サービス事業所指定

令和2年度:15事業所 令和3年度:15事業所

市内	阿久根市社会福祉協議会 訪問介護事業所
	ヘルパーステーションうきぐも阿久根
	訪問介護事業所 ひまわり
	ニチイケアセンター阿久根
市外	ヘルプサービスはまかぜ園
	JA鹿児島いずみ指定訪問介護事業所
	ふくしサービスセンター愛ちゃん
	ニチイケアセンター五万石
	㈱ティー・シー・エス訪問介護事業所
	ヘルパーステーションいこい長島
	ヘルパーステーション コミュニティケアいずみ
	ホームヘルパーステーションわかまつ園
	コミュニティケアいずみ 野田サテライト
	ヘルパーステーションさくら彩
訪問介護 はる風	

- ・ 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)指定事業所

令和2年度: 8事業所 令和3年度: 8事業所

市内	阿久根市社会福祉協議会 訪問介護事業所
	ヘルパーステーションうきぐも阿久根
	訪問介護事業所 ひまわり
市外	ヘルプサービスはまかぜ園
	JA鹿児島いずみ指定訪問介護事業所
	ふくしサービスセンター愛ちゃん
	ホームヘルパーステーションわかまつ園
	コミュニティケアいずみ 野田サテライト

② 通所型介護サービス

- ・ 通所型相当サービス事業所指定

令和2年度:12事業所 令和3年度:13事業所

市内	デイサービスセンター翠香苑
	デイサービスセンター緑風荘
	デイサービス桃の家
市外	デイサービスセンターはまかぜ園
	JA鹿児島いずみ指定通所介護事業所
	デイサービスセンター リハシップあい西出水
	レストケア出水・デイイブニングセンター癒
	デイサービスセンターわかまつ園
	デイサービスセンター明日天気になあれ
	デイサービスセカンドライフ
	デイサービス はる風
	デイサービスセンター和
デイサービスセンター野田の郷(新規)	

- ・ 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)指定事業所
令和2年度: 5事業所 令和3年度: 5事業所

市内	デイサービスセンター翠香苑
	デイサービスセンター緑風荘
市外	デイサービスセンターはまかぜ園
	JA鹿児島いずみ指定通所介護事業所
	デイサービスセンターわかまつ園

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金（市町村分）に係る評価結果

【2021年度】

項目	第1号被保険者数 R2.3.31現在	推進交付金		支援交付金	
		得点合計	交付金額（千円）	得点合計	交付金額（千円）
鹿児島市	162,869	1,008	76,892	489	75,351
鹿屋市	29,821	833	14,890	358	12,501
枕崎市	8,251	679	3,621	386	3,943
阿久根市	8,109	895	4,533	483	4,512
出水市	17,303	982	10,028	501	10,151
指宿市	15,492	733	6,967	386	7,002
西之表市	5,667	939	3,488	510	3,674
垂水市	6,179	661	2,664	304	2,302
薩摩川内市	30,109	1,208	21,466	596	21,013
日置市	16,352	1,108	10,693	599	11,470
曾於市	14,259	962	8,020	483	7,914
霧島市	34,071	882	17,736	505	20,148
いちき串木野市	10,273	691	4,111	453	5,341
南さつま市	13,276	692	5,571	333	5,472
志布志市	10,847	619	4,008	306	3,887
奄美市	13,514	1,150	9,563	638	10,872
南九州市	13,526	1,030	8,654	538	9,139
伊佐市	10,365	622	3,885	295	3,702
始良市	23,655	601	8,516	230	6,371
三島村	111	437	37	215	33
十島村	206	1,083	156	555	149
さつま町	8,516	792	4,334	375	3,913
長島町	3,746	567	1,386	325	1,533
湧水町	3,964	588	1,521	336	1,676
大崎町	5,035	462	1,524	291	1,851
東串良町	2,326	730	1,215	416	1,319
錦江町	3,247	945	2,210	556	2,368
南大隅町	3,459	651	1,447	405	1,717
肝付町	6,199	782	3,370	501	4,064
中種子町	3,029	857	1,668	494	1,834
南種子町	1,992	772	1,085	420	1,067
屋久島町	4,402	752	2,209	348	2,034
大和村	607	857	346	468	339
宇検村	721	1,023	514	613	576
瀬戸内町	3,272	994	2,109	530	2,161
龍郷町	1,881	1,203	1,566	635	1,535
喜界町	2,730	630	1,236	383	1,430
徳之島町	3,393	1,100	2,429	573	2,383
天城町	2,098	1,409	2,089	783	1,488
伊仙町	2,389	1,143	1,978	603	2,015
和泊町	2,314	705	1,123	376	1,107
知名町	2,167	434	612	258	646
与論町	1,806	804	1,024	428	1,008

地域密着型サービス運営委員会 資料

目次

1	市指定施設について	1 頁
2	実地指導について	3 頁
3	事故報告について	4 頁
4	地域密着型サービス利用・待機者数について	5 頁
5	施設整備について	6 頁
6	資料	8 頁

1 市指定施設について

市内

令和4年3月1日現在

事業所名	サービスの種類	定員	指定年月日	有効期間満了日
グループホーム はまゆう	認知症対応型共同生活 介護	18名	平成30年3月21日	令和6年3月20日
グループホーム 桃の家	認知症対応型共同生活 介護	18名	令和2年6月12日	令和8年6月11日
グループホーム はまなす	認知症対応型共同生活 介護	18名	令和2年6月13日	令和8年6月12日
ふれあいホーム 花	認知症対応型共同生活 介護	18名	平成28年3月3日	令和10年3月2日
グループホーム ボンタ	認知症対応型共同生活 介護	9名	平成28年5月24日	令和4年5月23日
小規模多機能ホーム 昂和苑	小規模多機能型居宅介 護	29名	平成30年4月1日	令和6年3月31日
小規模多機能ホーム コミュニティの柱	小規模多機能型居宅介 護	29名	平成30年4月1日	令和6年3月31日
小規模多機能ホーム 希望の柱 脇本	小規模多機能型居宅介 護	29名	令和元年9月1日	令和7年8月31日
特別養護老人ホーム 満青	介護老人福祉施設	29名	令和元年10月1日	令和7年9月30日
特別養護老人ホーム あかり	介護老人福祉施設	29名	令和2年11月1日	令和8年10月31日
デイサービス 桃の家	地域密着型通所介護	18名	令和2年2月1日	令和8年1月31日
デイサービスセンター 緑風荘	地域密着型通所介護	18名	令和2年4月1日	令和8年3月31日
阿久根市社会福祉 協議会	居宅介護支援事業所	-	令和2年4月1日	令和8年3月31日
K I Cプラン	居宅介護支援事業所	-	令和2年4月1日	令和8年3月31日
北国医院	居宅介護支援事業所	-	令和2年4月1日	令和8年3月31日
グリーンフォレストみかさ	居宅介護支援事業所	-	令和2年4月1日	令和8年3月31日
桃の家	居宅介護支援事業所	-	平成29年3月22日	令和5年3月21日

市外

令和4年3月1日現在

事業所名	サービスの種類	定員	指定年月日	有効期間満了日
デイサービス いきいきハウス東郷	認知症対応型通所介護	12名	平成28年6月1日	令和4年5月31日
地域密着型介護老人 福祉施設 はまかぜ園	小規模介護老人福祉 施設	29名	令和2年4月1日	令和8年3月31日
レストケア出水デイ ホスピスセンター蘭	地域密着型通所介護・ 療養通所介護	9名	令和元年6月1日	令和7年5月31日
レストケアいずみ・ デイホスピスセンター凜	地域密着型通所介護	9名	令和3年2月1日	令和9年1月31日
地域密着型通所介護 美里園	地域密着型通所介護	18名	令和3年7月31日	令和9年7月31日

※ 市外の施設については、施設所在市町村長と協議し、承諾の上で指定・利用ができます。

2 実地指導について

(1) 実地指導計画の見直しについて

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実地指導を実施しなかった。また、各年度ごとに実地指導事業所数に偏りがあったため、令和2年度未実施分を含めて計画を見直した。（資料1）

※ 実地指導：指定期間中（6年間）に、少なくとも1回行う。

(2) 令和3年度実績

事業所名	サービスの種類	実施日
小規模多機能ホーム 希望の杜	小規模多機能型居宅介護	令和4年2月4日
北国医院	居宅介護支援事業所	令和4年2月15日
小規模多機能ホーム コミュニティの杜	小規模多機能型居宅介護	令和4年2月18日

※ 見直し後の実地指導計画に基づき、実地指導を実施した。

※ 小規模多機能ホームコミュニティの杜は令和元年度に実施していたため、令和2年度に実施した福祉用具貸与についての事後確認のみ行った。

【主な指摘事項】

- ・事業所の掲示物について、内容が更新されていなかった。
- ・職員の一部について、資格の有無を確認できる書類がなかった。
- ・運営規程や重要事項について、内容が修正されていなかった。
- ・処遇改善加算について、賃金体系を確認できなかった。
- ・令和5年度までの経過措置期間内に各計画書等（感染症対策・業務継続計画に向けた取組・ハラスメント対策の強化）を作成しておくこと。

(3) 令和3年度県市合同意見交換会

事業所名	サービスの種類	実施日
ニチイケアセンター阿久根	訪問介護	令和3年12月23日
訪問介護事業所 ひまわり	訪問介護	令和3年12月23日

(4) 令和4年度実施計画

事業所名	サービスの種類	実施日
グループホーム桃の家	認知症対応型共同生活介護	令和4年8月～ 令和5年2月
デイサービス桃の家	通所介護	
桃の家	居宅介護支援	
小規模多機能ホーム 昴和苑	小規模多機能型居宅介護	

3 事故報告について

※ 令和3年度は2月末日現在
(単位：件)

(1) 地域密着型

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	主な原因(令和3年度)
骨折	8	9	3	11	転倒・不明
打撲・捻挫・ 脱臼	7	3	2	2	転倒
切傷・ 擦過傷	4	2	1	0	
発赤	0	0	0		
嘔吐	0	4	0		
誤薬	1	0	0		
窒息	0	0	0		
死亡	1	1	0		
その他	0	1	0	2	誤嚥
合計	21	20	6	15	

(2) 県指定

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	主な原因(令和3年度)
骨折	16	12	12	9	転倒・介助時・不明
打撲・捻挫・ 脱臼	7	4	1	3	転倒・介助時
切傷・ 擦過傷	2	2	2	3	転倒・転落・移乗中
発赤	0	0	1		
その他	0	0	0	3	誤嚥・靭帯損傷・爪剥離
合計	25	18	16	18	

(3) 市外施設(対象が阿久根市の被保険者)

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	主な原因(令和3年度)
骨折	3	1	5	4	転倒
打撲・捻挫・ 脱臼	0	2	2	0	
切傷・ 擦過傷	3	3	3	2	転倒
発赤	0	0	0		
窒息	0	0	1		
その他	0	1	0	1	外傷性クモ膜下出血
合計	6	7	11	7	

(4) 全体

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	主な原因(令和3年度)
骨折	27	22	20	24	転倒・介助時
打撲・捻挫・ 脱臼	14	9	5	5	転倒・介助時
切傷・ 擦過傷	9	7	5	5	転倒・転落・移乗中
発赤	0	0	1		
嘔吐	0	4	0		
誤薬	1	0	0		
窒息	0	0	1		
死亡	1	1	0		
その他	0	2	0	6	誤嚥・靭帯損傷・爪剥離・ 外傷性クモ膜下出血
合計	52	45	32	40	

4 地域密着型介護サービス事業利用・待機者数一覧

サービスの種類	事業者名	入所者の状況										待機者	
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	小計	合計		
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	桃の家	北館	0	0	2	3	3	1	0	9	0		
		南館	0	0	2	4	2	0	0	8			
	ボンタ	1号棟	0	0	0	2	3	1	3	9	6		
		2号棟	0	0	1	4	3	1	0	9			
	はまなす	A棟	0	0	3	1	2	2	0	8	21	76	
		B棟	0	0	2	2	3	1	1	9			
	はまゆう	1号棟	0	0	1	4	0	4	0	9	20		
		2号棟	0	0	4	2	2	1	0	9			
	花	1号棟	0	0	3	4	1	1	0	9	29		
		2号棟	0	0	18	26	19	12	4	79			
小	計	0	0	0	0	0	0	3	9	5			
介護老人福祉施設	満青	一丁目	0	0	0	1	4	1	4	10	16	21	
		二丁目	0	0	0	0	4	1	4	10			
		三丁目	0	0	0	0	2	5	3	10			
	あかり	Aユニット	0	0	0	0	1	3	5	9	16		
		Bユニット	0	0	0	0	2	5	3	10			
		Cユニット	0	0	0	0	2	6	2	10			
小	計	0	0	0	0	1	23	23	58				

サービスの種類	事業者名	利用者の状況										待機者	
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	小計	合計		
小規模多機能型居宅介護	品和苑	通所 (12月)	0	0	8	7	5	6	0	26	3		
		泊まり (12月)	延べ391人, 1日平均12.6人										
		訪問 (12月)	延べ79人, 1日平均1.5人										
	コミニティの杜	通所 (1月)	1	0	6	5	7	4	1	24	3	9	
		泊まり (1月)	延べ310人, 1日平均11.0人										
		訪問 (1月)	延べ125人, 1日平均1.0人										
希望の杜臨本	通所 (1月)	延べ182回, 1日平均15.5回								3			
	泊まり (1月)	3	1	7	5	7	1	0	24				
	訪問 (1月)	延べ381人, 1日平均12.3人											
小	計	4	1	21	17	19	11	1	74				
合	計	4	1	39	44	49	46	28	211				

5 施設整備について

- 第8期高齢者保健福祉計画期間中の施設整備
第8期高齢者保健福祉計画に基づき、看護小規模多機能型居宅介護の整備に係る事業者を、令和4年度に公募し、施設整備を実施する予定です。

【公募】

期 間	内 容
令和4年6月上旬	市ホームページ掲載 公募要領配布開始
令和4年6月下旬	質問の受付
令和4年7月上旬～中旬	応募受付期間

【補助金】 ※令和3年度予定単価
施設整備に関する事業費：33,600千円
空き家を活用した整備支援事業費：8,910千円
準備事業費：839千円

※ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせた複合型事業所を創設し、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実に図るサービスです。

【参考】県内の看護小規模多機能型居宅介護施設（20か所）

鹿児島市	10 か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所みなみ風	
しあわせの杜・ケアレジデンス 星の街	
看護小規模多機能事業所フォーピース紫原	
看護小規模多機能型居宅介護ホーム サンテラス	
看護小規模多機能型居宅介護ホームサンテラス2	
キラメキテラス看護小規模多機能型居宅介護 麗	
ナカノ看護小規模多機能型居宅介護事業所	
看護小規模多機能 ついまでおつとめのあるホーム	
看護小規模多機能ホーム和心	
看護小規模多機能型居宅介護まごころ照国	
始良市	3 か所
しあわせの杜・ケアレジデンスとまり木	
看護小規模多機能ホームにしきえ	
看護小規模多機能ホームふらす	
南さつま市	2 か所
看護小規模多機能ホーム友輪	
看護小規模多機能ホーム和が家	
いちき串木野市	1 か所
看護小規模多機能 おじゃんせ	
肝属郡肝付町	1 か所
看護小規模多機能ホーム 南の花	
霧島市	1 か所
★ ケアプランセンター 集	
南九州市	1 か所
★ 看護小規模多機能ホーム音野舎	
肝属郡錦江町	1 か所
★ 株式会社 宝樹	

★は令和3年度 新規開所施設

地域密着型介護サービス実地指導計画（案）

指定期間

サービスの種類	事業所名	指定年月日	有効期間満了		第6期			第7期			第8期			第9期			
			年月日	年度	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
認知症対応型共同生活介護	グループホーム はまゆう	平成30年3月21日	令和6年3月20日	R5	○												
	グループホーム 桃の家	令和2年6月12日	令和8年6月11日	R8						○							
	グループホーム はまなす	令和2年6月13日	令和8年6月12日	R8						○							
	ふれあいホーム 花	平成28年3月3日	令和4年3月2日	R3						○							
	グループホーム ホント	平成28年5月24日	令和4年5月23日	R4						○							
	風の丘		H30/9/30廃止														
	風の詩		R1/9/30廃止														
	小規模多機能ホーム 昂和苑	平成30年4月1日	令和6年3月31日	R5													
	小規模多機能ホーム コミュニティの杜	平成30年4月1日	令和6年3月31日	R5													
	小規模多機能ホーム 希望の杜 願本	令和元年9月1日	令和7年8月31日	R7													
小規模介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 満青	令和元年10月1日	令和7年9月30日	R7														
小規模介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム あかり	平成26年11月1日	令和8年10月31日	R8														
通所介護	デイサービス 桃の家	令和2年2月1日	令和8年1月31日	R7													
	デイサービスセンター 緑風荘	令和2年4月1日	令和8年3月31日	R7													
	回久根市社会福祉協議会	令和2年4月1日	令和8年3月31日	R7													
	KIICプラン	令和2年4月1日	令和8年3月31日	R7													
	北国医院	令和2年4月1日	令和8年3月31日	R7													
看護小規模多機能型居宅介護	グリーンフォレスト みかさ	令和2年4月1日	令和8年3月31日	R7													
	桃の家	平成30年3月22日	令和5年3月21日	R4													
	地域包括支援センター																
				計（△は含まない）				4	5	3	10	4	4	4	4	2	

事故報告書 (事業者→〇〇市(町村))

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること
 ※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

第1報
 第__報
 最終報告
 提出日：西暦 年 月 日

1 事故状況	事故状況の程度	<input type="checkbox"/> 受診(外来・往診)、自衛隊で応急処置 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他()						
	死亡に当たった場合 死亡年月日	西暦	年	月	日			
2 事業所の概要	法人名							
	事業所(施設)名					事業所番号		
	サービス種別							
	所在地							
3 対象者	氏名・年齢・性別	氏名	年齢		性別：		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
	サービス提供開始日	西暦	年	月	日	保護者		
	住所	<input type="checkbox"/> 事業所所在地と同じ <input type="checkbox"/> その他()						
	身体状況	要介護度	<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5 <input type="checkbox"/> 自立					
		認知症高齢者 日常生活自立度	<input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> IIa <input type="checkbox"/> IIb <input type="checkbox"/> IIIa <input type="checkbox"/> IIIb <input type="checkbox"/> IV <input type="checkbox"/> M					
4 事故の概要	発生日時	西暦	年	月	日	時	分(24時間表記)	
4 事故の概要	発生日時	<input type="checkbox"/> 居室(個室) <input type="checkbox"/> 居室(多床室) <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 食堂等共用部 <input type="checkbox"/> 浴室・更衣室 <input type="checkbox"/> 機能訓練室 <input type="checkbox"/> 施設敷地内の建物外 <input type="checkbox"/> 敷地外 <input type="checkbox"/> その他()						
		事故の種別	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 窒息 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 誤薬・与薬もれ等 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 誤薬・窒息 <input type="checkbox"/> 医療処置関連(チューブ操作等)					
		発生日時状況、事故内容の詳細						
	その他 特記すべき事項							
5 事故発生時の対応	発生時の対応							
	受診方法	<input type="checkbox"/> 施設内の医師(配置医含む)が対応 <input type="checkbox"/> 受診(外来・往診) <input type="checkbox"/> 救急搬送 <input type="checkbox"/> その他()						
	受診先	医療機関名			連絡先(電話番号)			
	診断名							
	診断内容	<input type="checkbox"/> 切傷・擦傷 <input type="checkbox"/> 打撲・挫傷・靭帯 <input type="checkbox"/> 骨折(部位：) <input type="checkbox"/> その他()						

	検査、処置等の概要	
6 事故発生後の状況	利用者の状況	
	家族等への報告	報告した家族等の続柄 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子、子の配偶者 <input type="checkbox"/> その他 () 報告年月日 西暦 年 月 日
	連絡した関係機関 (連絡した場合のみ)	<input type="checkbox"/> 他の自治体 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他 自治体名 () 警察署名 () 名称 ()
	本人、家族、関係先等への追加対応予定	
7 事故の原因分析 (本人要因、職責要因、環境要因の分析)	(できるだけ具体的に記載すること)	
8 再発防止策 (手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等)	(できるだけ具体的に記載すること)	
9 その他 特記すべき事項		

地域包括支援センター運営協議会資料

[目 次]

- 1 令和3年度 地域包括支援センターの事業実績と評価 . . . 1 頁
- 2 令和3年度 地域包括支援センターの歳入歳出予算執行状況 1 2 頁
- 3 令和4年度 阿久根市地域包括支援センター運営方針（案） 1 3 頁
- 4 令和4年度 地域包括支援センターの当初予算 2 2 頁
- 5 その他 2 3 頁

1 令和3年度 地域包括支援センターの事業実績と評価

(1) 総合相談支援業務

高齢者や関係機関からの相談に対し、速やかな対応や連携することを目標とし、総合相談支援業務を行っている。

また、地域住民や関係機関から、支援が必要な高齢者の情報収集を行っている。

「複雑な問題がある」「支援拒否や既存のサービスでは適切なものがない」などの困難事例を把握した場合は、実態把握の上、職員が連携して対応策を検討し、地域ケア会議も活用しながら、対策を講じている。

なお、次の表1～4の令和3年度の値は、令和4年2月末現在である。

【総合相談件数】(表1)

年 度	相 談 実 人 員	相 談 延 人 員	延 べ 件 数
R2	250人 (うち訪問：109人)	558人 (うち訪問：221人)	605件 (うち訪問：224件)
R3	109人 (うち訪問：48人)	239人 (うち訪問：78人)	281件 (うち訪問：80件)

【相談の形態】(表2)

【単位：件】

年 度	電 話	来 所	訪 問	そ の 他	合 計
R2	242	111	224	28	605
R3	148	46	80	7	281

【相談者内訳】(表3)

【単位：件】

年 度	本 人	家 族	関 係 者	医 療 機 関	施 設	行 政	そ の 他
R2	62	162	83	94	37	37	39
R3	81	91	40	23	8	9	9

【相談内容別】(表4)

【単位：件】

相 談 内 容	相 談 件 数	
	R2年度	R3年度
① 介護サービス	184	60
② 福祉サービス	13	7
③ 医療サービス	36	28
④ 認知症	116	70
⑤ 成年後見	1	1
⑥ 消費者被害	0	1
⑦ その他(金銭管理・困難事例など)	25	5
⑧ 高齢者虐待	12	19
⑨ その他	218	90
合 計	605	281

■ 評 価

令和3年度における総合相談支援業務についての対応は、保健師3人、社会福祉士1人、看護師2人を中心に行った。

相談件数は、前年度に比較して減少傾向となっているが、認知症高齢者の増加や、身近に支援者がいない事例、8050問題などの家族に関する問題、医療・福祉分野だけでなく、警察や消防等との連携が必要な事例など、複数の事例を同時に対応しつつ、状況確認のために頻回に訪問しなければならない案件も多く、問題解決に相当の時間を要している。

今後も相談内容は複雑多岐にわたる事例が多いことが予想されるため、関係機関との連絡調整やネットワーク構築を行うとともに、地域の見守り体制を強化していく必要がある。

(2) 権利擁護業務

家族や区長・民生委員、居宅介護支援事業所等の介護支援専門員からの相談に対する対応や成年後見制度の利用に向けた支援等を行った。

権利擁護に係る講演会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で開催することができなかった。

なお、市内介護支援専門員を対象に高齢者虐待についての研修会を開催し、30人の参加があった。

■ 評 価

高齢者虐待は、本人の認知症や精神疾患に起因するものだけではなく、介護者自身の精神疾患や金銭的な問題なども要因となっている場合が多く、問題が複雑化してきており、本人の擁護と同時に介護者への支援も行っていく必要がある。

今後も、認知症に対する理解の普及・啓発や介護者への相談支援を実施し、高齢者虐待の早期発見・早期支援に努める。

また、市民の成年後見制度や権利擁護について、講演会の開催など理解を深めるための取組を継続して実施していく必要がある。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

居宅介護支援事業所等の介護支援専門員と情報を密に交換し、相談しやすい環境づくりと業務の後方支援を目的に、全6回の研修会を計画していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3回の開催となっている。

また、居宅介護支援事業所等の介護支援専門員の後方支援として相談を受け付け、支援困難な事例等については、関係者を集めた多職種による地域ケア個別会議につなげるなどして、問題解決を図った。

【介護支援専門員からの相談実績】(表5)

[単位:件]

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R2	3	4	2	0	6	4	5	2	2	0	2	1	31
R3	0	1	1	2	1	0	9	5	0	5	0	-	24

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

ア 介護予防・日常生活支援総合事業及び指定介護予防支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援認定者を対象に、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、関係機関と連携を図るとともに、地域支援事業や介護保険サービス等の利用により、高齢者自身が目標を持ち、要支援・要介護状態の予防や重症化の予防、改善を目的とした自立支援型の介護予防ケアマネジメントの実施に努めた。

【予防給付実績】(表6)

[単位:件]

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
直営	147	147	149	158	152	145	150	154	155	150	149	-	1,656 (2)
委託	5	4	4	3	3	3	3	2	2	2	2	-	33 (▲39)
総合事業	83	80	78	77	82	84	80	81	82	82	81	-	890 (▲54)
月計	235	231	231	238	237	232	233	237	239	234	232	-	2,579 (▲93)
うち新規	7	7	8	8	6	6	10	13	8	4	5	-	82 (▲29)

※月: サービス提供月。合計欄の()数値は、前年実績からの増減

■評価

予防給付及び総合事業の対象者でサービス利用意向のある者に対し、介護予防サービス計画を作成し、自立支援のための適切なサービス等が利用できるよう、関係機関との連絡調整を図った。

要支援認定者は、令和4年1月末現在349人であるが、プランの作成件数は、月平均235件程度(前年比13件増)となっている。

これは、認定を受けていても、住宅改修や福祉用具購入のみの利用であった者や、通所型サービス・通所リハビリテーションといった通所系のサービスが不足しているため、サービス未利用の待機者となっているほか、本人・家族等の都合により、サービス利用にまでつながっていない場合もある。

結果として、介護予防、重症化予防の視点から、サービスの提供と継続的な見守りが必要であるにも関わらず、十分な支援を実施できていないということが課題となってきた。

イ 介護予防事業対象者把握事業及び支援

生活機能の低下があり、要介護状態等となる可能性があると思われた高齢者に積極的な介護予防の取組を勧めることを目的としているが、今年度は高齢者が集まる場所であるころばん体操教室やいきいきサロン等が新型コロナウイルス感染症の影響による活動自粛などに伴い積極的に基本チェックリストを実施することができなかった。

なお、健康増進課による後期高齢者被保険者証の交付時についても基本チェックリストを実施しており、ひまわり教室やころばん体操教室への参加を勧めたり、介護サービスの紹介や緊急情報キット導入を勧めたりする等して対象者の把握に努めている。

基本チェックリスト該当者へは、結果の説明や介護予防に関するパンフレットの配布等の情報提供を行った。

■ 評価

今後まころばん体操教室等、様々な高齢者が集まる場所に出向き、基本チェックリストを行うとともに、検査結果の見方の説明を繰り返し行い、運動、口腔・栄養に対する一体的な介護予防につながる取組を積極的に行っていく必要がある。

また、まころばん体操教室やいきいきサロンだけでなく、地域の行事等にも参加をしていない、あるいは参加することができない高齢者について、区長や民生委員、在宅高齢者福祉アドバイザー、まころばん体操教室やいきいきサロンの協力員等から情報収集・把握を行い、閉じこもりがちな高齢者が要介護状態等になることを未然に防ぐ取組を行っていく必要がある。

ウ 一般介護予防

○ 介護予防複合プログラム業務（ひまわり教室）

65歳以上の高齢者を対象に実施した基本チェックリストの中で、運動、口腔、栄養、閉じこもり、物忘れ又はうつ等の6つの項目で1項目以上の該当項目がある者を対象に、生活機能の低下を予防するため、①運動器の機能向上、②口腔機能向上、③栄養改善、④その他プログラムを運動教室において複合的に実施した。

新型コロナウイルスの影響もあり、日程変更を行いながら、年間を通して1クール16回、2か月おきに新規の対象者が参加できるよう配慮した。

また、教室終了後も自宅で運動習慣を継続し、日常生活が送れるよう支援を行った。なお、令和4年2月末現在で、参加者実人数46人、延べ341人、出席率88.3%であった。

■ 評 価

教室修了時の評価（第1～2クール）で筋力の維持、改善が見られており、要介護状態になることを予防した生活を主体的に送ることに取り組めており、介護予防への意識の向上が図られている。

教室終了後、参加者の7割程度が各地区で開催されているころばん体操やいきいきサロンに参加しており、運動や人との交流の継続につながっている。

また、ころばん体操を実施していない地区の参加者がころばん体操に関心を持ち、地区への実施を働きかける参加者も出てきており、ころばん体操教室の未実施地区の開始へのきっかけ作りにつながっている。今後も継続した取組が必要である。

○ 地域介護予防活動支援事業（ころばん体操教室）

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で元気に暮らせるよう、公民館等で気軽に参加し、健康づくりや介護予防に取り組んでいる住民主体のころばん体操教室の活動支援を行っている。

教室を運営する協力員向け研修会については、昨年度に引き続き令和3年11月10日、フレイル対策の講話や実技を含めた研修会を開催し、83人の参加があった。

新型コロナウイルス感染症の影響により、体操教室やいきいきサロン活動を自粛せざるを得ない期間等があり、活動自粛期間においても参加登録者の体力低下を防ぐため自宅でできる運動、各区ころばん体操の取組、脳トレ、栄養を考慮したレシピなどを掲載した「ころばん体操新聞」の作成・配布を行っている。

教室未実施地区に対して、教室を拡大する取組みを行っている。

【地区別実施状況】（表7）

令和4年1月31日現在

地区名 （地区数）	実施 箇所	登 録 者 数	高 齢 者 数	高 齢 率	高 齢 者 実 施 割 合	高 齢 者 介 護 認 定 率
大川（6区）	4区 5か所	101人 （▲7）	822人 （▲34）	61.3% （0.4）	12.2% （▲0.4）	25.8% （0.7）
西目（7区）	5区 5か所	94人 （▲6）	630人 （▲7）	55.3% （▲0.3）	14.9% （▲0.8）	20.0% （0.6）
鶴川内（9区）	3区 2か所	26人 （▲5）	276人 （3）	44.7% （1.8）	9.4% （▲2.0）	23.6% （0.2）
田代（4区）	4区 3か所	33人 （1）	98人 （▲6）	69.0% （▲1.3）	33.6% （2.8）	29.6% （0.8）
市街地（11区）	10区 10か所	253人 （▲9）	2,376人 （24）	36.4% （0.7）	10.6% （▲0.5）	21.5% （▲0.9）
赤瀬川（6区）	6区 6か所	126人 （▲15）	1,008人 （16）	36.9% （1.4）	12.5% （▲2.2）	16.7% （▲0.7）

山下(4区)	2区 2か所	43人 (21)	527人 (▲2)	52.3% (1.3)	8.2% (4.0)	20.7% (▲0.9)
折多(9区)	5区 5か所	88人 (▲1)	588人 (17)	37.9% (1.3)	15.0% (▲0.6)	22.4% (▲0.7)
鵜本(21区)	12区 12か所	220人 (30)	1,713人 (16)	42.1% (1.0)	12.8% (1.6)	21.7% (0)
施設等	—	—	144人 (4)	84.2% (▲0.3)	—	26.3% (▲2.3)
合計(77区)	51区 50か所	984人 (9)	8,153人 (29)	41.6% (0.5)	12.2% (▲0.5)	21.5% (▲0.3)

※()の増減数は前年度比。なお、区によっては、合同で開催している所がある。

■評価

公民館で住民主体の運営による体操教室を開催することで、住民の介護予防への意識が高まるとともに、地域住民同士の交流が生まれ、声かけや見守り活動など、地域の互助活動の輪が広がっている。

ころばん体操教室の活動の輪が市内全域に広がるにつれて、高齢者の教室への関心が徐々に高まってきている一方で、継続した運営を支える協力員の確保が難しく、実施に至らない地区がある。また、身体的に自宅から公民館まで歩いて参加することができない方への支援方法が課題となってきた。

今年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、教室拡大に向けた積極的な取組が困難な状況であったが、新たに3地区の教室が開始する運びとなった。

今後も引き続き、令和2年度に健康寿命を伸ばそう！アワード受賞により地域の活動が認められたことを更に市民に周知し、市内全域へ拡大していく取組を推進していく必要がある。

また、市内の医療・介護事業所への周知や地域を超えた協力員の支援サポーターの養成、未実施地区の地域住民向けの体験会等を開催し、公民館等に限らず、民家など少人数で行える方法を提案し、介護サービスが必要になっても地域の人との交流が続けられる環境づくりが必要である。

(5) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

ア 地域ケア会議の開催

支援困難事例について、介護保険サービス事業所や介護支援専門員、区長・民生委員等の地域住民が出席する地域ケア個別会議を令和4年2月末現在で3回開催し、対象者の情報や課題を共有しつつ、支援策についての協議を行い、対象者が安心して生活できる環境整備に努めた。

また、新規の総合事業対象者や要支援認定者、福祉用具の軽度者申請、住宅改修5万円以上の事例についての地域ケア個別会議を定期開催(月2回)予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により令和4年2月末現在で16回の開催となっている。

地域ケア個別会議では、これまで参加いただいていた作業療法士や理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士、生活支援コーディネーターに加え新たに薬剤師にも参加いただくこととなり、専門的な視点に基づくアセスメントや地域の情報を共有することで、介護支援専門員のアセスメントの質の向上や地域の情報を知り得る機会となっている。

地域ケア会議代表者会については、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、WEBと現地を併用して開催し、地域包括支援センターの業務で個別に受けた相談事例や市内の介護支援専門員から受けた相談業務等の支援困難な事例等から見えてきた地域の課題を抽出し、委員から意見を聴取した。

■ 評価

地域ケア個別会議は、多職種によるケース検討を行うことで、サービスの適正化や地域課題の共有が図られ、ネットワーク構築にもつながっている。

また、会議の効率的な運営については、会議の目的の共有化を図るとともに、今後も運営方法について改良を図っていく必要がある。

なお、地域課題の解決については、今後も地域ケア個別会議等を通じて抽出した地域課題を地域ケア会議代表者会へ提案し、課題解決へ向けての方策について鋭意検討を進める必要がある。

イ 在宅医療・介護連携の推進

地域包括ケアシステム構築の1つのツールである在宅医療・介護連携推進事業は、平成28年度から出水郡医師会に委託し、在宅医療介護支援センターを拠点に事業を推進している。

今年度は、在宅医療について普及啓発するため、出前講座の開催や認知症の方、その家族及び介護職員の気持ちや最後の時まで自分らしく生きることなどについて考えることをテーマとした映画「ケアニン」上映会を令和3年11月20日、風テラスあくね（市民交流センター）で開催したところ、196人が参加し、アンケート結果では好評であった。

また、入退院時連携について、市内介護支援専門員に対するアンケートの実施や医療・介護関係者を対象としたACP研修会をWEBで開催した。

在宅医療・介護連携についてのポスターやチラシを作成・配布や広報誌へ掲載するなど普及啓発を行った。

■ 評価

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会がWEBによる開催となるなど、これまでのようなグループワーク形式による顔の見える関係づくりを構築することが難しい状況となっているが、医療・介護の多職種連携によるチーム体制を構築するため、研修内容等について検討を行い、今後も可能な限り実施していく必要がある。

また、住民が終末期の緩和ケアの在り方や在宅での看取りについての理解を深めてもらうため、市民向けの映画上映会や講演会を開催するなど、普及・啓発を図っていく必要がある。

ウ 生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターを市内全域の第1層に1人、市内を北部と南部に分けた第2層に2人を配置し、住民からのニーズの聞き取りや、マッチングを行っている。

令和2年度に運行することとなった社会福祉法人善き牧者会聖園老人ホームの支援協力による「川畑中区ドライブサロン事業（買い物バス）」については、令和3年度においても毎月1回開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で一時、休止せざるを得ない時期があった。

また、有償・無償ボランティアグループ「ちょこっと世話やき隊」事業を令和3年度から本格実施することとなり、令和4年2月末現在で27人が隊員として登録している。

また、「ちょこっと世話やき隊」の連絡会を開催し、地域にどのような課題、ニーズがあり、それを解決するためにどのような取組ができるかのワークショップを行い、ちょこっと世話やき隊員の発案で、「地域食堂」が開催される運びとなるなど活動が活性化された。

■ 評価

令和3年度から本格的に「ちょこっと世話やき隊」事業が開始されることになり、今後の生活支援コーディネーターによる地域の高齢者のニーズと各種取組とのマッチングが期待される。この事業と並行してボランティアグループ養成講座を継続して開催し、隊員の育成・強化を図る必要がある。

また、第2層の地域づくり勉強会の活動を活性化させ、地域住民との話合いの場を設けながら、将来にわたって地域で必要となる生活支援体制を整えていく必要がある。

さらに、ドライブサロン事業（買い物バス）の実施地区を広げる取組を進めるとともに、今後も住民ニーズと地域資源のマッチングに取り組む必要がある。

地域食堂についても事業の定着に向け、検討を進めるとともに、他の地域での事業実施の可能性について協議・検討していく必要がある。

(6) 認知症施策の推進

ア 認知症総合支援事業

○ 認知症初期集中支援推進事業

認知症初期集中支援チームを地域包括支援センター内に設置していたが、必要な支援等は総合相談支援業務で対応を行うことができたため、令和4年2月末現在で相談実績はない。

○ 認知症地域支援推進員設置事業

認知症の人とその家族を総合的に支援する認知症地域支援推進員を地域包括支援センター内に配置している。

認知症初期集中支援チームと連携し、認知症の普及・啓発に取り組んだ。

○ 認知症ケア向上推進事業

認知症の人やその家族、地域との交流の場として、毎月1回、おれんじカフェよかよか（認知症カフェ）を開催予定としていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和4年2月末現在で5回の開催、延べ78人の参加となっている。

なお、今年度は、脇本馬場地区の空家を改修した地域の憩いの場「ひまわり」を会場に、それを運営する方々や読み聞かせのボランティアグループと連携したカフェを開催するなど新たな取組を行うことができた。

イ 若年性認知症に対する支援

若年性認知症に対する理解を深めてもらうため、市役所窓口等においてパンフレットの配布に取り組んだ。

ウ 認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発の推進

認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発推進のため、9月の「認知症に親しむ県民週間」において、市役所ホールに認知症に関するパンフレット等のコーナー設置を行ったほか、市立図書館の指定管理者である「ふれでお」とコーナー設置を協議し、関連図書コーナーの紹介を行った。また、医療機関や金融機関、民生委員へ個別訪問し、相談機関の紹介や事業の取り組みについて周知を行った。

令和4年3月8日、農村環境改善センターにおいて、市民向けの認知症予防講演会を開催し、43人の参加があった。

エ 認知症支援体制の整備と認知症高齢者を介護する家族への支援

認知症サポーター養成講座の開催については、本市は10代の子どもたちの認知症サポーターが少ない現状があるため、子どもたちを対象とした認知症サポーター養成講座の開催を積極的に推進していくこととしていたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から2回の開催、38人の参加となった。

なお、令和4年2月末現在の認知症サポーター養成者数は、1,928人となっている。

■ 評価

高齢化率の上昇とともに、認知症に関する相談も増加してきており、早期に認知症疾患センター等の医療機関や介護サービス等へつなぐなどの適切な支援を行うため、認知症初期集中支援チームの体制の充実やチーム員の資質の向上が必要である。

認知症の人やその家族に対する支援を行い、認知症サポーターが活躍する場である「チームオレンジ」の設置に向けた取組を行う必要がある。

また、本市は10代の子どもたちの認知症サポーターが少ない現状があるため、人格形成の重要な時期である児童生徒を対象とした認知症サポーター養成講座の開催を積極的に推進していく必要がある。

認知症カフェについては、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を取り入れ、国の指針に沿った感染症対策を行ったうえで、認知症の人やその家族が参加しやすいような開催方法や内容等の見直し・検討が必要である。

(7) 職員体制及び事務分掌（令和4年3月1日現在）

職名	人数	事務分掌	備考
所長	1人	地域包括支援センターの総括	介護長寿課長兼務
地域包括支援係長	1人	庶務・予算・運営全般の掌握 地域支援事業交付金事務に関する事 地域リハビリ活動支援事業に関する事 各種調査に関する事	職員
保健師	1人	在宅医療・介護連携推進事業 認知症初期集中支援チームに関する事 認知症地域支援ケア向上推進事業 認知症サポーター養成講座等に関する事 認知症カフェに関する事 総合相談支援業務等 介護予防給付及び介護予防ケアマネジメント業務等	職員
保健師	1人	地域ケア会議 介護予防給付及び介護予防ケアマネジメント業務等 介護予防サービス提供票、予防給付費等に係る請求事務等に関する事 地域包括支援システムの運用管理	職員
保健師	1人	高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業に関する事 地域介護予防活動支援事業に関する事 介護予防把握事業 介護予防普及啓発事業に関する事	職員

社会福祉士	1人	総合相談支援業務に関すること 権利擁護事業に関すること 生活支援体制整備事業 出前講座等に関すること 地域ケア会議	職員
介護支援専門員 ※主任介護支援専門 員の有資格者1人 を含む	※6人	介護予防給付及び介護予防ケアマネジメン ト業務等 認知症初期集中支援チームに関すること	会計年度任用 職員
看護師	1人	地域介護予防活動支援事業に関すること 介護予防対象者把握に関する業務 介護予防事業 介護予防普及啓発事業に関すること	会計年度任用 職員
看護師	1人	認知症初期集中支援チームに関すること 認知症地域支援ケア向上推進事業 認知症サポーター養成講座等に関すること 認知症カフェに関すること	会計年度任用 職員
生活支援コーディネ ーター	1人	生活支援体制整備事業	会計年度任用 職員
合 計	15人		

2 令和3年度 地域包括支援センターの歳入歳出予算執行状況

(令和4年2月末現在)

■介護保険特別会計 介護サービス事業勘定

【歳入】

[単位：円]

款	項	当初予算額	補正額	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
1 介護サービス収入	1 介護予防給付費収入	7,600,000	▲ 1,892,000	5,708,000	6,900,750	6,900,750	0
	2 介護予防・日常生活支援総合事業費収入	4,317,000	▲ 1,418,000	2,899,000	3,638,420	3,638,420	0
	小計	11,917,000	▲ 3,310,000	8,607,000	10,539,170	10,539,170	0
3 繰入金	1 一般会計繰入金	7,050,000	▲ 7,050,000	0	0	0	0
	小計	7,050,000	▲ 7,050,000	0	0	0	0
4 繰越金	1 繰越金	1,000	4,446,000	4,447,000	4,447,996	4,447,996	0
	小計	1,000	4,446,000	4,447,000	4,447,996	4,447,996	0
5 雑収入	2 雑収入	40,000	0	40,000	22,270	22,270	0
	小計	40,000	0	40,000	22,270	22,270	0
歳入合計		19,008,000	▲ 5,914,000	13,094,000	15,009,436	15,009,436	0

【歳出】

[単位：円]

款	項	当初予算額	補正額	予算現額	支出負担額	支出済額	配当予算額
1 総務費	1 総務管理費	16,808,000	▲ 6,212,000	10,596,000	9,062,185	9,044,052	1,533,815
	小計	16,808,000	▲ 6,212,000	10,596,000	9,062,185	9,044,052	1,533,815
2 介護予防サービス事業費	1 介護予防給付事業費	2,100,000	298,000	2,398,000	2,194,578	2,062,578	203,422
	小計	2,100,000	298,000	2,398,000	2,194,578	2,062,578	203,422
3 予備費	1 予備費	100,000	0	100,000	0	0	100,000
	小計	100,000	0	100,000	0	0	100,000
歳出合計		19,008,000	▲ 5,914,000	13,094,000	11,256,763	11,106,630	1,837,237

3 令和4年度 阿久根市地域包括支援センター運営方針（案）

I. 方針の策定

この「阿久根市地域包括支援センター運営方針」は、介護保険法第115条の47に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的考え方や業務推進の方針等を明確にするとともに、センター業務の円滑かつ効果的な実施に資するために策定する。

II. センターの設置目的

高齢者が要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域において生きがいをもって自立した日常生活が送れるよう「医療」「介護」「介護予防」「住まい」及び「生活支援サービス」が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進し、高齢者一人ひとりに合ったサービスや地域資源を活用しながら、いつまでもその人らしい生活ができるよう支援する必要がある。

センターは、その目的を達成するため、市民の心身における健康の保持及び生活の安定のために必要な相談・援助を行うとともに、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を図り、包括的に支援することを目的として設置する。

III. 運営上の基本的視点

1 地域包括ケアシステムの構築

市では、令和3年3月に策定の第8期阿久根市高齢者保健福祉計画の基本理念「支え合い生き生きと暮らせる健やかなまち」のもとに4つの基本目標

- ① 地域包括ケアシステムの深化と推進
- ② 健康づくり・生きがいづくりからの介護予防
- ③ 生活支援体制の整備と充実
- ④ 介護保険制度の持続可能な運営に向けて

を掲げている。この計画に基づき、関係機関と連携し、取組を進めるものとする。

2 地域におけるネットワークの活用

地域の住民、サービス利用者や介護サービス事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて地域の特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟なセンターの運営を行う。

支援を必要とする高齢者を見だし、高齢者が介護サービスや保健・福祉・医療サービス等を適切に利用できるよう、センターを中心に、介護サービス事業者、医療機関、民生委員・児童委員、日常生活支援に携わるボランティア、その他地域における関係者と連携し、継続的な見守りを行いつつ、高齢者支援のためのネットワーク構築を図り、閉じこもり等による廃用症候群の予防に資するほか、虐待等困難

事例について早期に発見し、介入あるいは、見守り活動を推進する。

3 チームアプローチによる推進

センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等はそれぞれの専門性を発揮するとともに、連携・協働しながら、相談者等の個々の事情や思いを十分に把握した上でチームとして検討・協議を行い、個別課題や地域課題の解決及び活動の推進に努める。

4 市関係部局との連携

地域の高齢者の総合相談に対して、適切に保健福祉の推進が図れるよう、市関係部局と連携し、相談支援等を行うものとする。

5 公平・中立性の確保

センターは、市の介護・福祉行政の一躍を担う公的な機関として、公正かつ中立性を確保した事業運営を行うものとする。

6 センターの運営評価等

市は、地域包括支援センター運営協議会において、センターの運営に対する評価等を審議し、常にセンターの機能強化が図れるよう支援を行うものとする。

IV. センターの機能強化方針

1 機能強化の考え方

医療介護総合確保推進法により、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」が求められ、更には今後の高齢化の進展に伴い、複雑・多様化する相談に対応することによる業務量の増大等から、センターの機能強化が必要となっている。

より身近な場所で相談支援ができる環境を整え、高齢者の在宅生活を包括的に支援できるネットワークの構築を進める。

2 センターの運営方針

(1) 事業計画の策定

センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、創意工夫した事業運営に努める。

また、事業計画は市民に対して分かりやすく広報するものとする。

(2) 設置場所

地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者がアクセスしやすい市役所に事務所を設置する。

(3) 職員体制

職員体制は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種及び高齢者人口に合わせて「阿久根市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」の配置基準に基づき、職員を配置する。

(4) センターの職務

地域包括ケアシステム構築のため、その中核機関としての役割を常に意識し、市における日常生活圏域全体のニーズ・課題を把握する。

また、日常生活圏域の実情に応じて重点課題・重点目標を設定し、各圏域の特性に応じた事業運営を行う。

各年度の目標を設定し、目標達成に向けての事業運営に努めるとともに、年度ごとに目標に対する事業の評価を行う。

上記評価を地域包括支援センター運営協議会に諮り、その結果を踏まえ、次年度に向けた問題解決方法を検討する。

(5) 職員の姿勢

地域に暮らす高齢者が住みなれた環境で自分らしい生活を継続させるための「自立支援」であることを念頭に置いて業務を遂行する。

(6) 職員の資質の向上

専門性の維持向上を目的に、研修会の開催や参加、参加後の情報共有などの取組を積極的に行う。

(7) 書類の整理

年度ごとの事業計画・実績報告書を作成するとともに、相談記録や関係文書等の情報を適切に管理し、保管する。

(8) 苦情対応

苦情を受けた場合は、その内容及び対応等を記録し、相談・報告など適切に対応する。

(9) 緊急時の体制

センターの開設時間外においても、緊急時に連絡が取れる連絡体制や連絡網等を整備する。

(10) 個人情報の保護

阿久根市情報公開条例及び阿久根市個人情報保護条例を遵守し、個人情報に業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れたりすることのないように、相談記録や関係文書等を適切に管理するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護を徹底する。

V. 具体的な業務

1 介護予防ケアマネジメント業務

地域の高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、適切なアセスメントのもと、本人の主体的な活動と生活の質の向上を目指すための支援に努める。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）は、法第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、施行規則140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者（平成27年3月31日厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストに該当する者。以下「基本チェックリスト該当者」という。）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境、その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

(2) 介護予防事業対象者把握事業及び支援

地域で開催されるいきいきサロンや高齢者学級、出前講座などの機会や地域からの情報等により基本チェックリストを実施し、将来、介護が必要となる可能性の高い高齢者を把握する。

また、必要に応じて介護予防に関する情報の提供や介護予防教室などを開催し、介護予防の取組を効果的に実施する。

(3) 一般介護予防

地域介護予防活動支援事業は、地域づくりによる介護予防事業として、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減、悪化防止のため、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような住民主体の介護予防を推進する。

2 総合相談支援業務

(1) 地域におけるネットワークの構築

ア センターの業務を適切に実施していくために、また業務への理解と協力を得るために、パンフレットや広報紙を作成して、様々な場所や関係機関へ配布等を行い、地域住民及び関係者へ積極的に啓発する。

イ 地域におけるネットワークを活用したニーズ発見機能、相談連絡機能、支援機能、予防機能が円滑に機能するよう、センターとしてのネットワークの構築

及び整備を行う。

ウ 構築したネットワーク及び既存のネットワークについて3職種で共有し、ネットワークが相互に連携できるよう意識した活動に取り組む。

エ 地域の課題や住民への支援については、地域の関係者や関係機関と連携を図り、ネットワークを有効に活用した解決方法に取り組む。

オ サービス事業所や専門相談機関等のマップを作成し、活用可能な機関・団体等の把握などを行う。

(2) 実態把握

ア 地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等について実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるよう取り組む。

イ 地域住民や関係機関から、支援が必要な高齢者の情報収集を行う。

(3) 総合相談業務

ア 初期対応を適切に行い、問題を明確にした上で、適切な機関・制度・サービス等につなげる。

イ 関係機関からの様々な相談について、迅速に対応し、報告するなど連携を図ることにより、信頼関係の構築に努める。

ウ 相談記録を速やかに作成し、緊急時には担当者が不在であっても対応できる体制を整える。

(4) 困難事例への対応

「複雑な問題がある」「支援拒否や既存のサービスでは適切なものがない」などの困難事例を把握した場合は、実態把握の上、職員が連携して対応策を検討し、地域ケア会議も活用しながら、対策を講じるものとする。

3 権利擁護業務

(1) 権利擁護に関する啓発

高齢者の虐待の防止や成年後見制度の活用、消費者被害の防止等に関する権利擁護について、関係機関・地域団体・各種事業所や住民等が理解を深め、権利侵害を防止するための啓発活動に取り組む。

(2) 高齢者虐待への対応

ア 地域住民や関係機関等と連携を密にすることにより、早期発見及び虐待防止

に取り組む。

イ 通報や相談等を受けた場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、福祉事務所や関係機関と連携を図り、適切に対応する。

ウ 虐待等から保護するため、老人福祉施設への措置が必要な場合には、福祉事務所や関係機関と連携を図り、適切に支援する。

(3) 成年後見制度

ア 認知症等により、判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用や金銭管理、法的行為などの支援のため、成年後見制度の活用を支援する。

イ 成年後見制度の利用が必要であると判断し、申立て可能な親族がいる場合には、関係機関の紹介等を行う。

ウ 成年後見制度の利用が必要であると判断したが、申立て可能な親族がいない場合等は、市長申立てへつなげる。なお、成年後見制度の活用について総合的な相談を受け付ける中核機関を令和4年度に設置するため、関係機関と連携して進める。

(4) 消費者被害防止

ア 消費生活相談員や警察等の関係機関と連携して、消費者被害事例に対応できる体制を整備する。

イ 地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により、被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の拡大を防止するため、関係機関へ通報する。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(1) 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

ア 地域における包括的・継続的なケアを提供するため、関係機関との連携体制を構築し、介護支援専門員と関係機関等との連携を支援する。

イ 地域の介護支援専門員が介護サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、情報共有を図る。

(2) 介護支援専門員に対する支援・指導

ア 介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や

相談への対応を行う。

イ 介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。

ウ 地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行う。

エ 地域の介護支援専門員が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用する。

5 認知症施策の推進

高齢者等が認知症になっても尊厳を保ち、地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の住民等に対して、認知症についての正しい知識の普及啓発を行う。

また、認知症初期集中支援チームは、認知症が疑われる対象者に早期から関わり、必要な医療や適切なサービス等につなぎ、重症化の予防に努める。

(1) 関係機関との連携

ア 認知症の人やその家族を支えるため、関係機関と連携を取りながら継続的な支援を行う。

イ 認知症疾患医療センターやかかりつけ医等、早期発見・早期対応に向けた医療との連携・協力体制を整備し、認知症の人やその家族に相談先等の情報提供を行う。

(2) 地域の体制づくり

ア 地域住民や関係機関が、認知症の人やその家族を地域で支え、見守ることができる体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及啓発等を行う。

イ 地域のキャラバン・メイトと連携・協力し、自治会や事業所、小・中学生等の子どもたちや保護者を対象とした認知症サポーター養成講座を開催し、「認知症サポーター」を養成する。

(3) 認知症の人やその家族への支援

認知症の人やその家族が集える場所等を提供することで、介護相談に応じ、必要な知識や情報を提供することにより、介護負担を軽減し、在宅介護を継続できるよう支援を行う。

6 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

介護サービスに限らず、地域の保健、福祉、医療サービス及びボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会資源が有機的に連携する体制を構築する。

(1) 地域ケア会議の開催

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、地域における課題の検討及び施策の立案並びに提言を行うため、関係機関等と連携を図り、地域ケア会議を開催する。

ア 実務者会議、個別ケア会議

- ・ 介護支援専門員による高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- ・ 高齢者の実態把握や課題解決のためのネットワークの構築
- ・ 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握

イ 代表者会議

- ・ 地域課題を地域住民で共有し、「地域で解決できる課題」「政策的な課題」を明らかにし、課題解決・政策形成を目指した取組を行う。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進する。そのため、在宅医療介護支援センターと連携を図り、地域の実情を把握・分析した上で、住民や地域の医療・介護関係者と地域のめざすべき姿を共有し、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進するため、次の事業に取り組む。

① 現状分析・課題抽出・施策立案（計画）

- ・ 地域の医療・介護の資源の把握
- ・ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ・ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進

② 対応策の実施

- ・ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- ・ 地域住民への普及啓発
- ・ 医療・介護関係者の情報共有の支援、知識の習得等のための研修などの地域の実情に応じた医療・介護関係者の支援

③ 対応策の評価の実施、改善の実施

④ その他の事業

(3) 生活支援サービスの体制整備

高齢者が生きがいを持ちながら生活するためには、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備を図っていくことが必要不可欠であり、多種多様なサービスの充実を図るため、生活支援コーディネーターを配置し、又はその活動を支える協議体等を設置することにより、高齢者の社会参加を推進し、生活支援サービスの充実を図っていく。

7 指定介護予防支援事業

平成18年3月14日、厚生労働省令第37号の「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に基づき、介護保険における予防給付の対象者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、その心身の状況やおかれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成する。

また、介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行う。

指定居宅介護支援事業者へ業務の一部を委託する場合は、介護予防支援計画作成等に必要な助言・支援を行う。

(1) 予防給付のケアマネジメント（要支援認定者を対象）

ア アセスメント、介護予防サービス支援計画作成、実施、モニタリング、評価の一連の支援経過について本人の自立促進をめざし、要介護への悪化を防止する。

イ 介護予防プラン適正化の視点を持ったプラン検討会を引き続き開催する。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント

第1号介護予防支援事業対象者についても適切なサービスが包括的かつ効果的に支援が受けられるよう必要な援助を行う。

4 令和4年度 地域包括支援センターの当初予算

■令和4年度介護保険特別会計 介護サービス事業勘定

【歳入】

[単位:円, %]

款	項	予 算 額		予 算 比 較	増 減 率
		令 和 4 年 度	令 和 3 年 度		
1 介護サービス収入	1 介護予防給付費収入	8,064,000	7,600,000	464,000	6.11
	2 介護予防・日常生活支援総合事業費収入	4,384,000	4,317,000	67,000	1.55
	小 計	12,448,000	11,917,000	531,000	4.46
3 繰入金	1 一般会計繰入金	4,808,000	7,050,000	▲ 2,242,000	▲ 31.80
	小 計	4,808,000	7,050,000	▲ 2,242,000	▲ 31.80
4 繰越金	1 繰越金	1,000	1,000	0	0.00
	小 計	1,000	1,000	0	0.00
5 諸収入	2 雑収入	39,000	40,000	▲ 1,000	▲ 2.50
	小 計	39,000	40,000	▲ 1,000	▲ 2.50
歳入合計		17,296,000	19,008,000	▲ 1,712,000	▲ 9.01

【歳出】

[単位:円, %]

款	項	予 算 額		予 算 比 較	増 減 率
		令 和 4 年 度	令 和 3 年 度		
1 総務費	1 総務管理費	16,747,000	16,808,000	▲ 61,000	▲ 0.36
	小 計	16,747,000	16,808,000	▲ 61,000	▲ 0.36
2 介護予防サービス事業費	1 介護予防給付費事業費	449,000	2,100,000	▲ 1,651,000	▲ 78.62
	小 計	449,000	2,100,000	▲ 1,651,000	▲ 78.62
3 予備費	1 予備費	100,000	100,000	0	0.00
	小 計	100,000	100,000	0	0.00
歳出合計		17,296,000	19,008,000	▲ 1,712,000	▲ 9.01

5 その他

(1) 介護予防支援事業所の委託契約の承認について（令和4年度分）

平成18年3月14日付け、厚生労働省令第37号の「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第12条第1項第1号の規定により、令和4年度指定介護予防支援事業の一部を市内の指定居宅介護支援事業所に委託することについて承諾を求めるものである。

▶ 協議結果

※参考

○介護保険法（抜粋）

（指定介護予防支援の事業の基準）

第百十五条の二十三 指定介護予防支援事業者は、次条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従い、要支援者の心身の状況等に応じて適切な指定介護予防支援を提供するとともに、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定介護予防支援を受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定介護予防支援を提供するように努めなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

○指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（抜粋）

(指定介護予防支援の業務の委託)

第十二条 指定介護予防支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十六第一号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。
- 二 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
- 三 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- 四 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第一条の二、この章及び第四章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。